

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンス(企業統治)とは、株主、顧客、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーにとって、社会的責任を果たすべく業績の向上を追求する企業経営の基本的な枠組みである事と理解しております。今後もより良い経営基盤の確立に注力して、コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施に取り組んで行く所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社城山21世紀投資	490,700	9.30
サマーバンク合同会社	462,000	8.76
泉水開発株式会社	405,000	7.68
八尾浩嗣	290,600	5.51
サマーリバー合同会社	278,700	5.28
築地株式会社	220,000	4.17
脇田栄一	141,200	2.68
昭栄電気工具株式会社	140,000	2.65
岡本浩代	138,900	2.63
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	108,700	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
船津雅弘	公認会計士											
福田大助	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船津雅弘	○	リンクス有限責任監査法人代表社員	(社外取締役選任理由)公認会計士としての立場から、当社の経営に有効な助言を受けるため (独立役員指定理由)当社の親会社または兄弟会社の業務執行者、主要な取引先、役員報酬以外の多額の金銭の受領者、主要株主等に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、公認会計士としての豊富な知識と見識を有しており、当社の独立役員として適任と判断したことによります

福田大助	○	過去に当社の顧問弁護士として顧問契約を締結し、月額顧問料の範囲での企業法務の相談先として当社と同氏との間で取引関係がありました。なお、多額の金銭の受領者ではありません。	過去に当社の顧問弁護士であったが、社外取締役として選任された場合、同氏との顧問契約を解除することにより、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できることに加え、弁護士として企業法務及びコーポレートガバナンスに関する専門的な知見を有しており、当社の独立役員として適任であると判断したことによります。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門は監査法人与必要に応じて連絡会を持っており、当社における問題点の共有、問題改善の促進に努めております。監査役と内部監査部門は相互協力して監査を実施しており、より広い視点による監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤明充	公認会計士													
江口正夫	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤明充		佐藤税理士法人代表社員 東光監査法人代表社員	税理士及び公認会計士の経験をもとに、当社の監査機能を強化するため

江口正夫	海谷・江口・池田法律事務所代表者	企業法務及び不動産法務に精通しており、弁護士としての見識をもとに、当社の監査機能を強化するため
------	------------------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2019年3月28日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、業績連動型報酬制度及び株式報酬型ストック・オプション制度の導入について承認をいただいております。

ストックオプションの付与対象者 更新	従業員
---------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

中期経営計画の業績目標の達成へのインセンティブとして、2018年6月従業員を対象としたストック・オプションを発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年12月期において取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬等の総額 51,900千円
2018年12月期において監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬等の総額 9,600千円
2018年12月期において社外役員に支払った報酬等の総額 5,400千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する連絡は経営管理部が行っております。取締役会の開催日程及び議題は事前に連絡しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は毎月1回の定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。
また、一定金額以下のプロジェクトの決裁については常勤取締役、執行役員等で構成するプロジェクト会議等によって意思決定を行っております。
取締役は5名であり、そのうち2名は社外取締役であります。
監査役会は3名で構成され、そのうち2名が社外監査役であります。
会計監査については、会計監査人として興亜監査法人を選任し、同監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であります。当社の企業規模等から監査役会設置会社が現在における最適の組織形態であると判断しております。
取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、社外取締役は当社の定例取締役会に出席し、経営に有用な意見を適宜述べ、当社のガバ

ナンスの有効性を確保する役割を担っております。

また監査役会は常勤の監査役1名と社外監査役2名で構成されており、取締役の業務執行の適正性、適法性の監査を行い、当該状況については毎月1回開催される監査役会において報告され、有効な監視機能が確保されております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2012年12月25日開催の当社臨時株主総会に決算期を3月から12月に変更いたしました。これによって、当社の定時株主総会の開催時期は毎年3月中となり、最大の株主総会集中時期である6月下旬を避けることができました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、個人投資家向け説明会の積極的な参加に取り組んでおります。2018年12月期は、2018年7月に東京会場及び12月に名古屋会場にて2回参加しております。 なお、両会場ともに参加した個人投資家説明会の音声は、ラジオNIKKEI様のホームページから視聴することが可能であり、広く個人投資家の方に情報が届けられるような工夫をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「株主・投資家の皆様へ」としてIR情報ページを作成し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、決算公告、適時開示情報、株主総会招集通知などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部にIR担当者を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の状況をステークホルダーの方に知って頂くため、ホームページ上に当社の適時開示資料、決算資料(補足説明資料を含みます)、株主総会招集通知、株主通信等の資料を掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置づけ、代表取締役社長および各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する。
 - (2)法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するために、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長および各取締役は、率先垂範して取組むと共に、浸透に努める。
 - (3)法令違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、社内周知し、コンプライアンス体制を推進する。
 - (4)反社会勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
 - (5)法令違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
 - (6)法令違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができる体制を構築するとともに、必要となる对外公表を適時適切に行う体制を構築する。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1)企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために、社内諸規程を適宜適切に見直す体制を維持する。
 - (2)情報セキュリティ基本規程」を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
 - (3)適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理に関する規程を制定し、日常的に継続してリスクを認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
 - (2)リスク管理においては、事故事例の掌握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じ、適時適切に対策を講じる。
 - (3)内部監査室はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に定期的に報告するとともに、監査役にも定期的に報告する。
 - (4)不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を構築する。
 - (5)不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに必要なリスク管理対策を講じるとともに、適時適切な情報開示を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役の職務の執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社は社外取締役を選任し、業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議、その他の会議体において効率的な意思決定を図る。
 - (2)取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
 - (3)取締役の業務執行が、効率的に施策の立案・実施される体制を整備し、問題があれば適時に見直しを図る。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)取締役会は、当社グループ共通の企業理念・コンプライアンス規程を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。
 - (2)当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の会社規範に照らし適切なものでなければならない。
 - (3)内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、子会社等に損失のリスクが発生し、これを掌握した場合には、直ちに発見された損失のリスクの内容、発生する損失の程度および当社に対する影響について、代表取締役社長および監査役に報告する体制を構築する。
 - (4)当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人および内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - (1)監査役の職務を補助するため、担当部署および使用人を定める。
 - (2)監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1)監査役の職務を補助すべき使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役等の指揮命令を受けない。
 - (2)監査役の職務を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときおよび監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役に報告する。
 - (2)取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議等重要な会議において、適時に報告をする。
 - (3)監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は取締役会のみならず他の社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて代表取締役社長に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
 - (2)監査役による会計監査については、監査役が当社の会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。
10. 財務報告の信頼性を確保する体制
 - (1)取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
 - (2)代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は、いかなる場合においても反社会勢力に対しては毅然とした態度で対応し、金銭その他の経済的利益を提供しない。また、反社会的勢力との関係を一切遮断する。

(整備状況)

当社では「反社会的勢力対策規程」を制定しており、反社会的勢力に対する基本的な考え方、対応責任者、対応方法等を定めております。

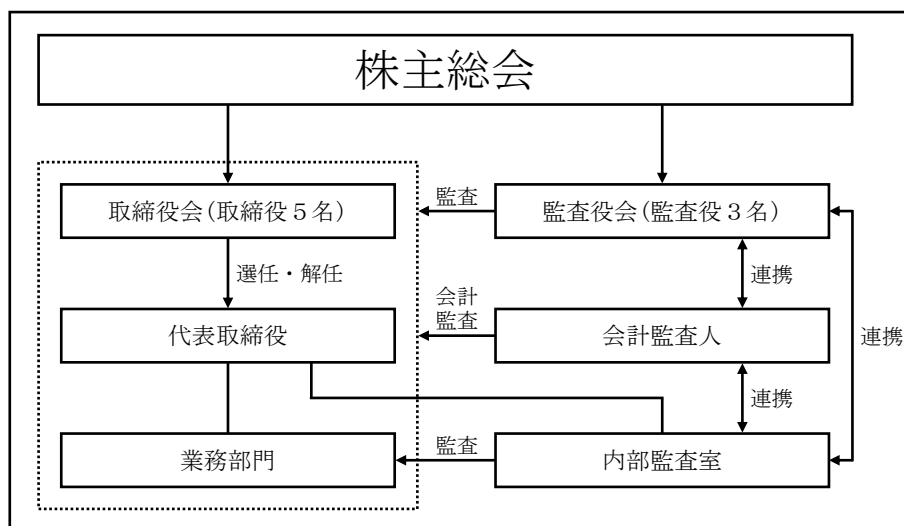
その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制概要図】

